

高速道路機構の部門分類について

第2回委員会において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「高速道路機構」という。）の部門分類に関し、中央政府と公的企業のいずれが適当かという点が議論となった。

現在の公表計数においては中央政府として扱っているところ、その考え方を整理すると以下のとおり。

（考え方）

高速道路機構は、政策的判断の結果として、道路・債務の保有や、債務返済に係る資金の流れの管理といった業務を任された機関であると考えられる。

資料 2 - 1 でも述べたとおり、今後の道路整備の骨格は「国土開発幹線自動車道建設会議」の審議を踏まえて決定されるものであり、高速道路機構はその結果を受容するだけである。また、道路資産の貸付先は制度的に各道路会社に固定されており、貸付先の新規開拓といった経営努力の余地もない。このように、高速道路機構は、道路の保有・貸付を受動的に行っているにすぎず、債務の返済原資の徴収及び債務の返済という資金の流れを管理するのが実質的役割といえる。このように、高速道路機構の業務には企業性は薄いと判断される。

(別紙) 高速道路機構の主な業務

- ①高速道路資産を保有し、道路会社に貸付
- ②貸付料^(注2)による承継債務^(注3)及び引受債務^(注4)の返済
(注2) 債務返済に要する費用等を貸付期間内に償うよう設定
(注3) 高速道路機構の承継債務は以下のとおり。
 - ・ 機構の業務に係る資産に対応する債務
 - ・ 旧四公団が災害への対処費用に充てるために負担した債務
 - ・ 上記のほか、道路会社の承継債務(返済能力、経営の安定性等を勘案して会社による承継が適当と認められる額)以外の債務(注4) 道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務
- ③高速道路の新設・改築費の一部として首都・阪神高速道路株式会社に対する無利子貸付(財源は国・地方公共団体から受けた出資金)
- ④高速道路の災害復旧費の一部として道路会社に対する無利子貸付(財源は国からの補助金)
- ⑤高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用の一部として首都・阪神高速道路株式会社に対する無利子貸付(財源は地方公共団体からの補助金)
- ⑥道路会社の経営努力による管理費用縮減を助長するための助成